秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第５項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和８年10月26日に認可したので、同条第７項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和８年10月26日

秋田市長　沼　谷　　純

１　縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

２　縦覧場所

秋田市山王一丁目１番１号　本庁舎３階

秋田市産業振興部農業農村振興課

３　縦覧時間

午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から１月３日まで（休日を除く。）を除く。